

第5回市民参加推進委員会 会議録（概要）

- 1 日 時 平成25年7月9日（火）午前10時～正午
- 2 場 所 第2庁舎306会議室
- 3 出席委員 井原委員長、吉永副委員長、今村委員、上平委員、梅谷委員、野路委員、国府田委員、和田委員、山中委員、山梨委員
- 4 事務局 今井課長、須郷課長補佐、竹之内係長、内田主事
- 5 協議事項
 - (1) 各事業の評価シートの作成について
 - (2) その他
- 6 今後のスケジュール
 - (1) 委員会の評価シートについて
 - ア 各委員の評価を多数決し、委員会の結論とする。意見欄については、各委員の意見をつなげ、少数意見も併記する。
 - イ 結論を多数決で決められない場合は、委員長の意見で決定する。
 - ウ 全体に係る意見は、⑥のその他に記載する。
 - エ 評価シートの中では、平成24年度の運用の評価について記載し、条例の改正等については別途建議等を検討していく。
 - オ 評価シートに委員名は明記しない。
 - カ たたき台を事務局が作成し、7月29日の週に委員宛にメールをし、意見をもらう。（野路委員、梅谷委員宛には各委員より数日前に確認してもらう）
 - (2) その他
 - ア 次回のスケジュールについて
 - ・第6回 8月5日（月） 午前10時～正午まで
 - ・第7回 8月27日（火） 午後3時～午後5時まで
- 7 協議内容 別紙のとおり

(1) 各事業の評価シートの作成について

井原委員長

「① 市民参加の方法」は、市民参加条例の規定では複数の方法となっているが、複数の方法を選択していれば、適切となるのか。

竹之内係長

市民参加の方法として、パブコメ、審議会、意見交換会等があるが、その運用についても、市民参加条例で定められている。

評価シートで「不適切である」との評価は、事業担当課としては、選択した手法以外の方法をすべきと捉える。その場合、どのような手法がよいのか、事業担当課が選んだ以外の方法を委員会として助言いただきたい。

この評価シートは、事業担当課にフィードバックするので、委員会としての意見がばらばらだと困惑する。委員会の統一した見解が欲しい。

その他評価項目についても、委員会としての統一見解を頂きたい。しかし、「⑥ その他」については、各委員の意見なので、こちらはそのまま（両論併記）でもよろしいと思う。

井原委員長

「① 市民参加の方法」については、事業担当課からすると条例に基づき複数を選んだはずなので、不適切とされた方は、他の適切な方法を示して欲しいとのことである。

まずは、「流山市老人福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（案）」について、意見を願います。

それぞれの意見があつての話だと思うが、「概ね適切である」が多い。委員会として「概ね適切である」としてはいけないのか。意見が必要なのか。

竹之内係長

「① 市民参加の方法」については、仮に「概ね適切である」とした場合、その意見欄内で意見が割れている。その意見を統一してもらう形がよいと思う。

概ね適切であったとしても、こういう面ではどうだったというような表現はどうか。

井原委員長

矛盾した意見を解消すればよい。

国府田委員

まず、それぞれの委員で条例の解釈の違いがあると思う。

私は、条例の手続き面では、行政はまさしく（条例に沿って）行っているため、適正だと思う。しかし、市民の意見がなかったとしたら、そういう意味で本来の条例の趣旨（市民参加）が、市民に反映されているのだろうか、内容の中で釈然としない。

たしかに、条例は議会で可決された。作成の過程で市民代表が6ヶ月かけて勉強し、街にでて、（市民等の）意見を聞いたりしたはずである。しかし、市民参加条例の運用をみると、結果（パブコメの意見提出）がゼロだったり、委員からみても内容が理解しがたい内容であったものが多かったため、本当にこの手法でよかったのか。

また、「不適切である」としたならば、どのような手法が適切かという問いかけがあったが、委員としてはどのような気持ちで評価シートを書いたのかについて意見交換したい。ルールだけをみるのなら文句のつけようはないと思う。

今村委員

案件をみていたが、条例に沿った手法のため、すべて適切であると思った。

プラスアルファのことを、例えば老人福祉センターだと老人に対し市役所に来いとか、パソコンを見ろとかいうのではなくて、地域で意見交換会をするなど他の方法を少し考えればよかったのではないかと考え、私としては減点方法をとった。

井原委員長

「① 市民参加の方法」に関しては、基本的に「適切である」ということで担当課は判断しているはずである。ただし、実施時期については、質問したいが。

上平委員

当初、推進委員会で評価シート自体の作り方のディスカッションがあった。（手法）方法は、6つ（の手法）以外もあるのではという意見があったと思うが、今の条例だと6つから選べばよいということになってすべて適切になる。

しかし、この6つ（の手法）以外の方法があるという視点から考えれば話がかわってくると思う。それによって書き方がかわるのではないかと思う。

野路委員

結局、そもそも、条例に基づくとということであれば、「適切である」の評価となる。しかし、2つ（の手法）をクリアしても、パブコメの意見1件で、「適切である」とするのはいかなものか。

2つ（の手法）はクリアしているが、問題が残るということで「概ね適切である」ということで落ち着くべきと思う。

吉永副委員長

「不適切である」と書いた一人は私だが、意見として『高齢者に的をしぼった情報開示をすべき』ということをして1番言いたかった。

6つ（の手法）の中から複数選んだという観点からすると、条例上はクリアしているが、結果が伴っていないことが「概ね適正である」となるのであれば、私も同評価でよい。

意見欄の2番目の私の意見は削除しても、3番目の意見が残ればよいと思っている。

梅谷委員

推進委員会の役割のところ、市民参加「条例」推進委員会ではなく、「市民参加」推進委員会であると思っている。

条例ができてから、今後どう定着させていくかという役割が私たちにはあると思う。この意見をどれか多数決で決めるということではなくて、今後の参考として残して欲しい。

井原委員長

不適切であるという理由をきちんとまとめるべきということか。

山中委員

例えばだが、最高裁判所の判例でも死刑と無期懲役のように大きく分かれる意見がでた場合に、反対の裁判官の意見を残すこともある。結果とは違う意見も少数意見として残して委員会の意見とすることにはどうか。

野路委員

両論併記でよいと思う。出発したばかりの委員会の意見は重要だと思う。

条例の内容と推進委員会のあり方は、市民に市民参加を定着させるのが仕事であり、

梅谷委員の意見に大部分は賛成である。たしかに不適切であるとすれば、みんなが見張るし、議会が行政をつきあげるかもしれないが、そのような方がよいのか疑問である。しかし、何年後もただ複数選ぶだけなのでは意味がない。

そのため、「概ね適性である」とし、例えば、タウンミーティングをすればよかったというような意見にしてもいいと思う。

上平委員

少数意見をつけてはダメなのか。我々はこのような評価だが、少数意見はこうだとしてもよいということか。

野路委員

そのとおりである。ただ「不適切である」という評価は重い。

国府田委員

現行の条例の条件は満たしているが、推進委員会の役割として評価の方法の改善について提案することはできる。そのため、改善案を示すべきである。

野路委員

条例に基づいた手法をやればよいとは思わない。

市民参加の方法が、これでいいのかということまでになると、行政はもっと勉強する必要がある。例えば無作為抽出を考えるのであれば条例改正だと思うが、今はそこまでは広げる時間はない。

井原委員長

24年度の評価シートを作成（評価）した上で、答申を出すときは、我々の議論の結果をかくことはできると思う。

吉永副委員長

少数意見とか意見の多様性を無理に集約しないのはわかるが、そうするとこのシート自体を出すことになる。委員会の結論を求められた場合に、多数決等で「概ね適切である」となったとしても、他の意見もあったというイメージを持っている。

求められているのは委員会としての意見だと思う。

野路委員

まとめていくのなら、国府田委員と和田委員の意見が切り口があって、附帯意見としてこういう意見があるという形にしていくべきかと思う。

上平委員

条例で複数を選べば、「概ね適切である」となるがそれでいいのか。「概ね適切である」となって、附帯意見がつくということでもいいのか。

方法を選んだ理由を説明して欲しいと要望もしていた。

梅谷委員

委員会の目的、役割は、現状は、事例についての評価になっているが、市民参加を推進するということである。

今、行っていること自体は、コミュニティ課が決めたことであり、本当にこれでもいいのかということに触れようとしていない。

この委員会として問題提起をしてはいけないのか。

井原委員長

市長からの諮問は、現状の評価である。その上で、よりよい市民参加の方法（改善）を示して欲しい。

国府田委員

当委員会の役割は、条例の中に3つあり、今協議しているのは「運用に関する評価」である。

まずは、運用の評価についてどうなのか、それから次の段階で建議すればよいと思う。最終的に市民参加条例の見直しの部分まで踏み込むことが委員会の役目だと理解している。そのため、とりあえず、運用についての評価をすべきだと思う。

井原委員長

複数選んだ項目は、「適切」又は、「概ね適切である」ということである。

「①の市民参加の方法」については、手法の選択は適切だったか、あるいは選択した数が正しかったのか、さらにその他の手法について検討したかということで評価するというのでよいか。

梅谷委員

この評価シートが今後の判断基準になる。そのためこのような考え方をしたいと思っている。

行政も大変であるが、ただ（市民参加を）行うのではダメだということを指摘したいが、期待はあるという気持ちは示したい。

井原委員長

老人福祉センターについては、複数選んだので、審議会とパブコメを使ったということが適切だったのか。

山中委員

6つ（の手法）の中から選んだとすれば、担当課は2つの手法を選んだことになる。しかし、ヒアリングの中で利用者アンケートをしたということであったので、それをどのように評価していくかということも考えねばならない。

井原委員長

利用者アンケートは（参加方法の）6つめ（その他の効果的と認められる方法）にあたるのか。

井原委員長

実際にヒアリングの中でアンケートの実施が判明したのだから、3つやったことになるのか。

山中委員

私は3つやったと思っている。ただパブコメの意見は1つで、アンケートの意見をどの程度反映したかまでは聞き取りはできなかったが、実施したということは評価できる。

野路委員

市民参加の手法としてではなくて、日常的にやっているものと思うが、市民参加を意識した動きとしてみてもいいと思う。

国府田委員、和田委員、山中委員、山梨委員の意見に評価の書き出しがある野路委員、梅谷委員、吉永委員、今村委員の意見が附帯意見になる。

条例上の市民参加の手法が正しかったこと、利用者アンケートを日常的にとっていること、審議会の選択をよしとするとして、山中委員、山梨委員の意見を反映させ、しかしながらという形で附帯意見をつければいいのではないか。

井原委員長

箇条書きから、文章をつなげることにしたい。

野路委員

確認したいが、審議会が適切でないということなのか。又は、審議会自体を否定していると捉えていいか。

梅谷委員

そうでない。(条例改正は)流山独自のものと、国レベルのものとあるが、流山独自のものなら(市民参加の対象としては)よいと思う。

しかし、国レベルのものに関しても市民参加を2つもやる必要があるのかという思いがあった。

現場レベルの話でいうと、こうした事例の扱いは、市民参加条例の対象外にすべきかと思った。市民参加条例の中で、パブコメ等で諮るものなのか、きちんとテーマを考えるほうがよい。

井原委員長

国が決めたら、市も行うものだと思う。

和田委員

適切であるとしたところには、審議会に公募委員がいるということの評価したからである。これは大事だと思っていて、カットされたが意見に入れておいてほしい。行政の人や関係者だけの審議会でないことは大きいと思う。

井原委員長

国レベルの改正が、(市に)下にくるといふものが条例の対象外とするならば、答申と切り分けてもいいかと思う。

梅谷委員

最終的には条例の改正のところで、担当課に判断を任せるのではなくて、何か条件などをつける必要がある。

井原委員長

書き方をどうしたらよいか。

吉永副委員長

各調査項目で、各委員が書いた意見と「⑥ その他」で書いた意見が、私の場合は重複していて、この場合は利用者の意見で決めるべきと思っていた。

「① 市民参加の方法」の意見欄のうち、2番目の意見は、全体にかかることだと思うので、「⑥ その他」の方がいい。

井原委員長

その方法であると、まとめやすいかどうか。

須郷課長補佐

委員会で決めていただいて構わない。

野路委員

委員の名前をいれるとかいうのは、必要ないと思う。

井原委員長

評価シートには、委員の名前を入れたいこととしたい。

「① 市民参加の方法」についての委員会の意見としては、「概ね適切である」とし、国府田委員、野路委員、山中委員の3つの意見を中心に附帯意見をつけることとしたい。

なお、吉永委員・梅谷委員の意見については、「⑥ その他」に転記することとしたい。

和田委員

吉永副委員長の意見だが、「高齢者に的を絞った意見が必要」ということであるが、情報は、市民全員に開示すべきと思っている。

吉永副委員長

情報公開は、市民全員に開示にすべきと思う。しかし、若い人が現時点で意見を出すとは思えないので、意見がなかったとしてもパブコメが失敗だとは思っていない。だからこそ意見が出てくるべきところに的を絞ってもよいと思った。

和田委員

このまま意見として出すと、市民に誤解を招くのではないか。

吉永副委員長

「高齢者に重点をおいた」と付け加えたほうがとかにした方がいいか。

和田委員

意見聴取はよいと思うが、情報開示はみんなにした方がよいと思う。

野路委員

記録は残しておかないといけないのではないか。

吉永委員の意見は、工夫ということで意見しているため、そのままだもよいと思った。

井原委員長

そういう形で残せばよいということで。事務局で工夫して頂きたい。

次に、「② 市民参加の実施時期及び実施期間」について協議する。

この時期に、パブコメ等が重なっていた。議会の関係なのか。

野路委員

想像であるが、審議会は昔からあったものだったが、市民参加条例ができて「複数の方法」と規定されたため、パブコメをやったのではないか。

国府田委員

パブコメを行い、市民の意見を審議会に反映させるというのが普通だと思っていた。市民の意見を聞いて、その後専門家の意見をきくという工夫が必要だと思う。

野路委員

意見としては理解ができるが、現実的に審議会というのは市長の諮問機関であり、公募の市民がいて意見を出し合って、結果を出すと思う。しかし、審議会だけだと意見が一部すぎるということで、その後、パブコメをやるほうが自然だと思う。

いきなりパブコメをやると行政がかなりの説明や意見を出さないといけなくなる。

国府田委員

審議会で協議して出来た市の考え方を（パブコメで）発信するという事なのか。

須郷課長補佐

諮問する時期でも変わる。審議会の意見を通して、行政の中に反映して、市民にということが多かった。しかし、この条例ではそれぞれの方法が並列になっているので他の方法も考えられる。

野路委員

審議会の意見はあくまでも市長への参考であって、どこまで反映するかは行政の判断だと思う。

梅谷委員

市民参加の方法は並列なので、順番については考えないほうがよいと思った。

野路委員

以前だったら、審議会の意見を聞いて行政（案）を作成していたと思う。

上平委員

審議会を先にやれば、パブコメの時点で審議会の意見を踏まえられるので相乗効果ができると思い（評価シートに妥当であると）意見した。

野路委員

そうすると審議会をもっと早くしないといけないと思った。

議事録ができるのに時間がかかるので、資料にするには考えないといけない。

井原委員長

「② 市民参加の実施時期及び実施期間」については、「概ね適切である」というこ

とで、名前をはずして列挙していけばよい。時期をずらすことについては考えた方がよかったという意見もあったが。

野路委員

委員長の意見で、「他の案件」とあるが……。

井原委員長

他の条例改正（他の協議議案）と同時期（に協議した）という意味である。

上平委員

吉永副委員長の意見がわからない。

吉永副委員長

今村委員や上平委員の意見に近い。「① 市民参加の方法」が不適切であると評価したので、意見できなくなるということなので、このような意見を書いた。

山中委員

吉永副委員長の意見としては、実施したパブコメと審議会については「概ね適切である」ということでよいのか。

吉永副委員長

手法を除いては、そうである。

井原委員長

梅谷委員の意見はどうか。

梅谷委員

吉永副委員長と近い。2つの参加手法について疑問があったためである。

井原委員長

評価は、「概ね適切である」として3つの意見（今村委員、上平委員、野路委員）を中心にまとめて頂きたい。

次に、「③ 参加しやすい工夫」について協議する。意見欄において、矛盾した意見

はあるか。

山中委員

例えばパブコメの説明文書の行政用語をもっと噛み砕いて、市民へのプレゼンテーションのような形で示して欲しかった。確かに他の誰からみても指摘をされないような文言で書いてはあるが、市民参加としては参加しづらい方法だと思う。

井原委員長

パブコメが少ない理由として、情報の提供方法に問題があるということか。

野路委員

2、3行だけ書いて、詳しくはHPを・・・というものが多い。

山中委員

各施設にファイルがあるが、その資料は厚くて、難しいことが書いてある。

特殊な用語を使っているので、今回の開発行為をあげれば、日本語にすると隠れた意味があると思った。もっと一般市民にわかりやすい言葉で書くべきである。

吉永副委員長

これはすべての案件に対するものだと思う。「③ 参加しやすい工夫」の意見欄では、各委員同じことを言っている。

井原委員長

パブコメの結果がでなかったのは、(資料等の)表現の仕方に問題があったということか。

梅谷委員

パブコメに限らないと思う。何のためにこれをやるのか、その理由を持っていないと感じてしまった。手法を使うということに意味があると勘違いしている。

各課でこの参加手法をなぜ使うのか話し合ってもらうのか考えて頂く必要がある。

野路委員

逆(行政)の立場にたてば、難しいと思う。

パブコメは、効率的で市民参加としてはいい方法であると思う。行政も市民も市民参加の手法について考えればよいと思うが、そこまでやると、行政は大変苦しいと思う。

井原委員長

（市民参加への）意識とか動機付けは、言うのは簡単だが、実体化するのは難しいものだ。先ほどの（資料等の）表現の問題は、工夫できると思うが、職員の現場の意識を変えるとかまでなると、具体的に示すのは難しい。

とはいえ、心がけて行政用語を解決するのは大事だと思う。

事務局の方で内容をまとめた原案を作ってください、メールで送り、意見を確認したい。

井原委員長

「④ 事業の内容や市民参加の仕組みに対する市民等への情報提供」について協議したい。各委員同じようなことを書いているようであるが…。

和田委員

HPの掲載で事足りると考えるのは不適切とあるが、他の方法を考えたことはあるか。

梅谷委員

それは私が考えることではないと思う。HPに載せているということで、済ませるのは違うと思うという意味である。

和田委員

自治会への説明やら老人会への説明があればよかったということか。

梅谷委員

例えばそういうこと。私が考えることではない。担当者が考えるべきことだ。

井原委員長

「HPの表現で事足りると考えるのは不適切であり、HP以外の情報提供や意見交換会を検討されたい」といったような文章にすればよいと思う。

和田委員

「概ね適切である」ということに同意いただければと思う。

井原委員長

次に「⑤ 意見の取扱い」のについて協議したい。

併記しても矛盾がないように感じる。

野路委員

和田委員、山中委員、山梨委員の意見だが、出された意見が実際取り扱わないといけないレベルの意見であったのかが重要である。

しかし、意見の提出の数の少なさについて触れておく必要がある。例えば、伝える工夫が必要とか。

今村委員

この対象事業については、市民からの問い合わせは多かったという話を聞いた。パブコメが1件というのは、その問合せをパブコメに誘導するとかできなかったのかと考えた。

山梨委員

問合せはあったが、殆どが利用の仕方についてであった。パブコメにするほどでなかったと感じた。

今村委員

問合せがあるということは、情報提供の時点で不足があったという捉え方ができる。

山梨委員

今までの利用者が、今後の使い方についての質問ではないかと思う。だから問題提起するほどの質問ではなかったように感じた。

和田委員

市民参加推進委員会なので条例内容には触れたくはないが、他市の人からお金を取る話なので、市民には関係なかったと思う。

しかし、お金を取られるようになる他市の人は意見する機会があれば、意見したかったと思うし、もしそうならば、逆のことも考えられる。

近隣市同士が連携をとって、お知らせをする体制をとる必要がでてくるのではないか。そういうことを配慮した方がいいと思う。

野路委員

審議会の答申をみると、料金を徴収することはどうかという意見があった。そうした審議会の意見が市民に伝われば、市民からの意見も増えたかもしれない。

井原委員長

「⑥ その他」については、そのまま委員名をとって並列標記で構わないと思う。

以上で、「流山市老人福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（案）」についての委員会としての評価シートについての協議を終了する。

6事業のうち、1事業のみの協議だったので一度委員会をやるべきだと思う。

事務局で原案を作ることはできないか。いくつかの委員の意見を1フレーズにして欲しい。

竹之内係長

各事業の評価項目の評価結果を委員会で決定してもらいたい。評価結果によって意見の表現方法が変わってくる。

井原委員長

各委員の評価が分かれている事業のうち、

「低炭素建築物建築等計画」の認定申請の手数料条例一部改正（案）」と「流山市事業継続計画（BCP）素案」の市民参加の方法については、「概ね適切である」としたい。

上平委員

各評価については、多数決で、適切か不適切で決定する方法はどうか。

ただし、「流山市開発許可の許可基準等に関する条例の一部を改正する条例（案）」の「④ 事業の内容や市民参加の仕組みに対する市民等への情報提供」については、同数のため、どちらか決めないといけない。これは委員長の意見で決めて、事務局でたたき台をつくっていただければと思う。

井原委員長

その項目は、私の意見で決めることとしたい。

次回（第6回）までに、事務局からたたき台を示すことでよいか。

（2）その他

ア 次回のスケジュールについて

井原委員長

今回は、8月5日 10時からとしたい。

また、事務局は、各委員に事務局案を1週間前（7月29日）にメール等で事前提示してもらいたい。

なお、第7回については、答申（案）について協議する。

日程は、8月27日15時からとする。